

（本号の目次）-----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 6 年(2024 年)2 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 2 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 2 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）-----

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】甲船と乙船が衝突した事故に係る海難につき小型船舶操縦士である甲船の船長に職務上の過失があるとした原審の判断に違法があるとされた事例(令和 6 年 1 月 30 日最高裁)

参照条文:海上衝突予防法 23 条 1 項 2 号

キーワード:小型船舶操縦士 海難 職務上の過失

【2】不動産取引にかかる公益社団法人の県本部役員選任に際し候補者となったが不適格とされた X が損害賠償を求めた事案で、資格審査委員会が規定の解釈を誤り候補者不適任の特別決議をせず、その是正も怠ったとして請求を認容した事例(令和 4 年 5 月 31 日東京高裁)

参照条文:民法 709 条、715 条、一般法人法 63 条 1 項

キーワード:公益社団法人 役員選任 規定の解釈の誤り

【3】大手出版社 X 発行の週刊誌に国会議員 Y の言動に関する記事を掲載し、Y が名誉毀損に基づく損害賠償を求めた事案で、X の調査が不十分で関係者の供述が真実と認められないなどとして、X に 330 万円の慰謝料等の支払いを命じた(令和 4 年 10 月 27 日東京高裁)

参照条文:民法 709 条、710 条

キーワード:国会議員 名誉棄損 週刊誌

【4】X(マンションの団地管理組合法人)が当該マンションの機械式駐車装置につき安全性が欠如しているとして同駐車装置を設置した Y に対し損害賠償と同装置を安全にするために必要な経費の一部 1000 万円の支払いを求めたところ、請求が棄却された事例(令和 3 年 12 月 24 日東京地裁)

参照条文:民法 709 条、駐車場法 11 条、駐車場法施行令 15 条

キーワード:機械式駐車装置 安全性の欠如 損害賠償請求

【5】マンション(分譲業者 Y)にタイルの浮きが生じ、管理組合の理事長・管理者 X が Y に損害賠償を提起した事案で、区分所有者が訴訟提起後変動していても X に当事者適格はあるとしたが、除斥期間がすぎている事を理由に請求を棄却(令和 5 年 2 月 20 日仙台地裁)

参照条文:建物の区分所有等に関する法律 26 条 2 項、4 項、民法 709 条、724 条後段(平 29 法 44 号改正前)

キーワード:マンション 管理組合 区分所有者の変動

【6】テーマパークを運営する Y がWEBチケットを購入した後キャンセルできない旨定めるチケット購入契約の利用規約につき適格消費者団体 X が消費者契約法 9 条及び 10 条に該当するとしてその意思表示の停止を求めたところ、請求が棄却された事例(令和 5 年 7 月 21 日大阪地裁)

参照条文:消費者契約法 10 条、消費者契約法(令和 4 年法律第 59 号による改正前のもの)9 条一号

キーワード:テーマパーク 消費者契約法 利用規約

(商事法)

【7】株式会社である Y の発行済株式の 100 分の 3 以上の数の株式を有する株主である X が、会社法 433 条 1 項に基づき Y に対し会計帳簿等の閲覧謄写を求めたところ、X が閲覧謄写を求める必要性が明らかではないとして請求が棄却された(令和 4 年 11 月 9 日東京地裁)

参照条文:会社法 433 条

キーワード:会計帳簿等の閲覧謄写 必要性 株式会社

【8】株式会社である Y の発行済株式の 100 分の 3 以上の数の株式を有する株主である X が、会社法 433 条 1 項に基づき Y に対し会計帳簿等の閲覧謄写を求めたところ、その一部につき請求の理由が明らかであるとして X の請求の一部を限度に認容した(令和 4 年 11 月 22 日東京地裁)

参照条文:会社法 433 条、442 条 3 項

キーワード:会計帳簿等の閲覧謄写 請求の理由 株式会社

(知的財産)

【9】氏名不詳者のツイッター上で X 作成のイラスト画像を含む 4 件の投稿により X の著作権、名誉権等が侵害されたとしてツイッター運営会社 Y に発信者情報開示を請求した事案で、X の請求を棄却(令和 4 年 10 月 19 日知財高裁)

参照条文:特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(令和 3 年法律第 27 号による改正前のもの)4 条 1 項、著作権法 32 条 1 項、同法 20 条 1 項・2 項 4 号

キーワード:ツイッター イラスト画像 著作権侵害 名誉権侵害

【10】発明の名称を「経皮的分析物センサを適用するためのアプリケーション、および関連した製造方法」とする特許出願の拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、新たな技術的事項を導入していないとして審決が取消された事案(令和 6 年 1 月 22 日知財高裁)

参照条文:特許法 17 条の 2 第 3 項

キーワード:アプリケーション 特許出願の拒絶査定 審決の取消訴訟

【11】発明の名称を「鋼管杭式棧橋」とする発明に係る特許を無効とした審決の取消訴訟であり、本件各発明はサポート要件を満たしているとして審決を取消した事案(令和 6 年 1 月 23 日知財高裁)

参照条文:特許法 36 条 6 項 1 号

キーワード:鋼管杭式棧橋 特許 サポート要件

【12】X がツイッターに投稿した写真を、氏名不詳者 Y が批評目的で利用して投稿をしたため X は著作権及び著作者人格権等の侵害としてプロバイダー Z 社に発信者情報開示命令の申立をしたが却下。そのため X は異議の訴えを提起したが原決定が相当であるとされた事案(令和 5 年 7 月 6 日東京地裁)

参照条文:著作権法 2 条 1 項 1 号

キーワード:ツイッター投稿写真 批評目的利用 著作権侵害 発信者情報開示

(刑事法)

【13】被告人は妻、長男及び長女を窒息させて殺害した行為において殺人罪で起訴された。原判決は第 1 審判決の死刑の科刑を維持し、上告審も、上告趣意は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって上告理由に当たらない等として上告を棄却し、死刑の科刑はやむを得ないとして是認する旨付言した(令和 5 年 12 月 8 日最高裁)

参照条文:刑法 199 条

キーワード:殺人罪 死刑 上告審

【14】亡被告人(事件本人)は毒入葡萄酒を飲ませ 5 人を殺害、12 名に傷害を負わせた行為で起訴され、死刑判決が確定した。これまで 9 回にわたり再審請求したがいずれも棄却され、本件は事件本人の妹を申立人とする第 10 次再審請求事件であったが、再審請求棄却決定が維持された(令和 6 年 1 月 29 日最高裁)

参照条文:刑法 199 条

キーワード:再審請求 毒入葡萄酒

【15】父である被告人が生後 2 ヶ月の実子の頭部に衝撃を加え急性硬膜下血腫等の傷害を負わせたと言われる事案。乳児に加わった外力が強度であると推認できないこと、先天性グリコシル化異常症で軽微な外力でも頭蓋内出血を起こしやすいとの医師の見解等から無罪とされた(令和 5 年 3 月 17 日大阪地裁)

参照条文:刑法 204 条、刑訴法 336 条

キーワード:乳児 傷害 外力 無罪

(公法)

【16】無店舗型性風俗特殊営業を行う X は新型コロナウイルス対策としての「持続化給付金給付規程」及び「家賃支援給付金給付規程」において同特殊営業事業者に給付金を支給しない旨の定めは憲法 14 条 1 項に違反し無効として損害賠償を求めところ請求が棄却等された事例(令和 4 年 6 月 30 日東京地裁)

参照条文:憲法 14 条 1 項、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 2 条 5 項

キーワード:新型コロナ対策 給付金 性風俗特殊営業

(社会法)

【17】地方公共団体の職員 X が公務上の疾病により休職し復職後休職期間中の「給与の全額」の支払を受けたが、遅延損害金が付されていないとしてその支払を求めた事案。原判決は X の請求を棄却したが、控訴審裁判所は原判決を変更し、X の請求を認容(令和 4 年 4 月 15 日大阪高裁)

参照条文:民法 412 条 1 項、地方公務員法 24 条・25 条、一般職の職員の給与に関する法律 23 条 1 項

キーワード:地方公務員 休職期間中の給与 遅延損害金

【18】社会福祉法人 Y が運営するリハビリテーションセンターのセンター長であった X に対し Y が行った懲戒解雇は違法として X が未払賃金の支払いなどを求めた事案。原審は懲戒解雇を無効とし X の請求を一部認容し、控訴審においても原審判決を維持した(一部変更)(令和 4 年 5 月 25 日高松高裁)

参照条文:民法 536 条 2 項、709 条、労働契約法 15 条、社会福祉法 45 条の 17、一般社団法人法 78 条

キーワード:懲戒解雇 無効 パワハラ 地位確認

【19】Y(夫)が離婚訴訟を提起し令和元年に離婚判決により X(妻)と離婚。X が年金分割を求めたところ、婚姻期間中の Y の保険料納付に対する X の寄与を同等と見ることが著しく不当である特段の事情があるとまではいえないとし請求すべき按分割合を 0.5 と定めた(令和 4 年 10 月 20 日東京高裁)

参照条文:厚生年金保険法 78 条の 2、78 条の 13、78 条の 14

キーワード:年金分割 按分割合 保険料納付に対する寄与

【20】Y1 市の設置する中学校の教員であった A が長時間労働等によりくも膜下出血を発症し死亡したのは本件中学校の校長の安全配慮義務違反が原因であるとして A の遺族 X らが Y1 及び Y2(県)に対し損害賠償を求めたところ、本判決は X らの請求を一部認容した(令和 5 年 7 月 5 日富山地裁)

参照条文:国家賠償法 1 条 1 項・3 条 1 項

キーワード:安全配慮義務 中学校教員 時間外労働 部活動指導

【21】原告が棋譜等の情報を利用してユーチューブなどに配信する動画(本件動画)に対し、被告は本件動画が被告著作権を侵害しているとグーグル等に申告したところ、原告がかかる申告を第三者に行うことの差止を求め、その請求が認容された事例(令和6年1月16日大阪地裁)

参照条文:不正競争防止法2条1項21号、3条1項

キーワード:棋譜情報 著作権侵害 実況中継

【22】原告が被告に対し、被告が原告に発注した業務に関してインターネット上で行った投稿(本件投稿)が競争関係にある原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布するものだとして損害賠償を求めるとともに本件投稿の削除を求め、原告の請求が認容された事例(令和6年1月17日東京地裁)

参照条文:不正競争防止法2条1項21号、3条1項、4条

キーワード:システム開発 マatchingサイト 受注者 発注者

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最三判令和 6 年 1 月 30 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ヒ)第 2 号 裁決取消請求事件(破棄差戻し)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/682/092682_hanrei.pdf

甲船と乙船が衝突した事故に係る海難につき小型船舶操縦士である甲船の船長に職務上の過失があるとした原審の判断に違法があるとされた事例である。

海難審判所の裁決は、甲船が無灯火かつ乙船の動静監視不十分で航行したことに過失を認めたが、取消訴訟第 1 審裁判所は、乙船の速度がより高速であることや各船の航跡において海難審判所の事実認定を否定した。

最高裁判所は、上記取消訴訟第 1 審裁判所の判断について、原審は、乙船の速力、航跡及び甲船との衝突地点について本件裁決と異なる事実を認定しているのであるから、両船の各針路の状態、その見合関係、操船状況等衝突に至る経過についても本件裁決の認定と異なる事実を前提としているものというべきところ、これらの事実を具体的に認定説示していない。そのため、上告人が乙船を初めて視認した時点における両船の位置関係や速力が明らかでなく、仮にその時点で乙船の右転を予見し得たとしても、上告人がその動静を監視していれば右転を認識して衝突を回避することができたといえるものではない等として、回避可能性についての事実誤認、審理不足を指摘し、事件を差し戻した。

参照条文等:海上衝突予防法 23 条 1 項 2 号

【2】東京高判令和 4 年 5 月 31 日 判例時報 2576 号 67 頁

令和 3 年(ネ)第 3403 号 損害賠償請求控訴事件(変更・請求一部認容(上告受理申立))

X らは不動産取引にかかる公益社団法人である Y らのそれぞれの県本部に所属する会員であるところ、県本部における役員選任に際し、候補者となったものの、役員としての資格要件を審査する県本部の資格審査委員会(本件委員会)において不適格者とされた結果、県本部の理事会に上程されなかったため、役員に選任されなかった。X らは、役員に選任されなかったのは本件委員会がその権限を濫用して所定の手続に反した違法な決議を行った結果であり、Y らに対し民法 715 条の使用者責任に基づく損害賠償請求を行った。

本判決は、本件委員会規程の解釈からすれば、役員候補者が役員として不適任であることにつき特別決議を行うべきであるが、本件委員会委員長はこの解釈を誤り、その後も是正を怠ったとして、それぞれ請求額の 10 分の 1 の 11 万円の損害を認めた。

参照条文等:民法 709 条、715 条、一般法人法 63 条 1 項

【3】東京高判令和 4 年 10 月 27 日 判例タイムズ 1515 号 50 頁

令和 4 年(ネ)第 281 号 損害賠償請求控訴事件(変更、上告、上告受理申立(後上告棄却、上告受理申立不受理))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/757/091757_hanrei.pdf

大手出版社 X が発行する週刊誌に国会議員 Y の言動(国税関係者に対する A への課税処分の配慮要求とこれに関する A からの金員收受)に関する記事を掲載したため、Y は不法行為(名誉毀損)に基づく損害賠償を求めた。

同記事が Y の社会的評価を低下させるものであることを前提に、本判決は、口利きを依頼した事実の重

要部分については真実であると信じたことに相当の理由があるとしたものの、金員を受け取ろうとしたことや旧知の国税局長とされる人物に電話を掛けようとした等の事実については、これを裏付ける客観的な証拠はなく、むしろ真実性に複数の重大な疑問があり、適切な取材をすればそのような疑問があることが容易に判明したにもかかわらず十分な調査をしていない、適示事実に沿う供述をしていた関係者の供述は内容自体合理的とはいえず、敢えて虚偽の供述をする動機がないとまではいえないなどとし、真実とは認められず、真実であると信じるにつき相当理由があるとも認められないとし、Y が国会議員であり国務大臣を務め女性閣僚として相当の注目と社会的評価を受けていたこと、上記記事の内容が社会的評価を相当低下させるものであること、相当の発行部数があり社会内に大量に伝播・流布されたこと等から慰謝料等 330 万円を認めた。

参照条文等:民法 709 条、710 条

**【4】東京地判令和 3 年 12 月 24 日 判例時報 2574 号 37 頁
平成 31 年(ワ)第 4953 号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))**

本件は、X(マンションの団地管理組合法人)が、当該マンションの機械式駐車装置(本件マンション駐車装置)について、利用者の生命、身体、財産を危険にさらすことがないように安全性を備えているべきであるにもかかわらず、それが欠けていたとして、本件マンション駐車装置を設置した Y に対し、不法行為に基づく損害賠償として、当該安全性を備えた状態にするのに必要な費用 1 億 0710 万円の一部 1000 万円等の支払を求めた事案である。

X は、本件型式駐車装置には設計ミスがあり、設計した C1 社との OEM 契約により販売していた C2 社に不法行為法上の注意義務違反が認められ、Y は、C2 からの事業譲渡によりその法的責任を承継した、本件型式駐車装置には、法令に基づく大臣認定の内容とは異なる部品が使われており(本件設計変更)、この設計変更について、C2 には不法行為法上の注意義務違反が認められ、Y はこの点についても事業譲渡により法的責任を承継した等の主張をしたが、本判決は、本件型式駐車装置の設計、製造及び設置を直接行っていない C2 が X に対し注意義務を負う法令上の根拠その他当該義務を裏付ける事情は認められない、本件設計変更が利用者の生命、身体、財産を危険にさらすことを裏付ける客観的かつ的確な証拠はないなどとして、X の請求を棄却した。

参照条文等:民法 709 条、駐車場法 11 条、駐車場法施行令 15 条

**【5】仙台地判令和 5 年 2 月 20 日 判例タイムズ 1515 号 143 頁
平成 30 年(ワ)第 1097 号 損害賠償請求事件(請求棄却)**

マンション分譲業者 Y は建築会社に施工を発注し、平成 9 年 9 月にマンションは完成し、同月下旬までに引き渡しを受け、同 10 年 10 月 12 日までに全戸を分譲した。平成 27 年頃、マンションに 2 万枚を超えるタイルの浮き等の不具合が判明し、同 29 年 8 月 7 日までにさらに不具合が判明した。管理組合の理事長・管理者 X は、同年 9 月 1 日に Y に対し不法行為に基づく損害賠償として 1 億 1,000 万円の支払を求める内容証明郵便を発出し、管理組合は平成 30 年 7 月 8 日に訴訟提起を決議し、X は同年 9 月 6 日にマンションの共用部部分の瑕疵を理由に不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。

本判決は、区分所有法 26 条 4 項の『管理者は「区分所有者のために」原告又は被告となることができる』は「区分所有者全体のために」を意味し、区分所有者が訴訟提起後変動していることについては、転得者は瑕疵の存在を知らながらこれを前提として買い受けた等の特段の事情がない限り損害賠償請求権を有するとして X に当事者適格を認めたが、本件は、建物としての基本的な安全性が欠けることのないように配慮すべき注意義務に違反したことが不法行為にあたり、同注意義務違反の終期は遅くともマンション完成のときであり、その時期は遅くとも Y がマンションの引渡しを受けた平成 9 年 9 月下旬であり、除斥期間

(20年)の起算点は遅くとも同月30日であるとし、消滅を妨げるためには除斥期間内に裁判上の権利行使をする必要があるとして請求を棄却した。

参照条文等:建物の区分所有等に関する法律26条2項、4項、民法709条、724条後段(平29法44号改正前)

【6】大阪地判令和5年7月21日 判例時報2576号77頁

令和1年(ワ)第9185号 消費者契約法による差止請求事件(棄却(控訴))

適格消費者団体Xがテーマパークを運営するYに対し、WEBチケットストアを通じて行うチケット購入契約の利用規約中、一定の場合を除いて購入後のチケットをキャンセルできない旨の条項(本件条項1)は消費者契約法9条及び10条に、チケットの転売を禁止する旨の条項(本件条項2)は10条に該当するとして、同法12条3項に基づき本件各条項を内容とする意思表示の停止等を求めた事案。

本判決は、チケット購入契約の法的性質について民法に規定のない無名契約であるとし、売買契約に類似する側面を有するともものといえる一方、多分に役務提供契約としての側面を有するとして、本件条項1について、人的信頼関係に基づく契約類型ではないとして、10条前段該当性を否定し、日付変更が可能等を理由として、10条後段該当性を否定し、9条については文理解釈として無理があるとして否定した。本件条項2については、チケットの譲渡は、債権譲渡に還元できない要素があり、契約地上の地位の移転とみるべきであるとして10条前段該当性を否定し、本件条項1と同様の考慮要素を検討して、10条後段該当性も否定した。

参照条文等:消費者契約法10条、消費者契約法(令和4年法律第59号による改正前のもの)9条一
号

(商事法)

【7】東京地判令和4年11月9日 金法2226号60頁

令和4年(ワ)第2333号 会計帳簿等閲覧謄写請求事件(請求棄却)

本件は、株式会社であるYの発行済株式の100分の3以上の数の株式を有する株主であるXが、会社法433条1項に基づき、Yに対し、会計帳簿等の閲覧謄写を求めた事案である。

本判決は、Xが閲覧謄写を求める会計帳簿等のうち勘定科目の内訳明細書は「会計帳簿」にも「これに関する資料」にも含まれないと判断した上、X主張の閲覧謄写請求の理由である、(1)Yの退任取締役Aへの7800万円の退職慰労金の支払がYの財務状況を著しく圧迫し、今後の健全な会社経営を困難にするとの点は、Xの閲覧の用に供されているYの計算書類等により判断することが可能であり、会計帳簿等により判断できるものではないから、その閲覧謄写が必要とは考え難く、(2)取締役が退職慰労金支払の判断をしたことが任務懈怠に当たる可能性があるとの点及び(3)任務懈怠該当性の判断のためには会社の財務状況及び経営状況を明らかにしてAの貢献度を調査しなければならず、総勘定元帳を確認する必要があるとの点は、総勘定元帳の記帳を確認したところで取締役の何らかの貢献度が明らかになるとは考え難いところ、Xは総勘定元帳のどの部分を確認すればどのようなAの貢献度をどのように判断することができるかについて具体的に主張しておらず、(1)から(3)の理由をもってこれとXが閲覧謄写を求める総勘定元帳の全部または一部との関連性ないし必要性が理解できる程度に請求理由が具体的に明らかにされたとはいえず、Xの請求が「請求の理由を明らかにして」したものとは認められないと判断して、Xの請求を棄却した。

参照条文等:会社法433条

【8】東京地判令和4年11月22日 金法2226号60頁

令和 4 年(ワ)第 17160 号 計算書類等及び会計帳簿等閲覧謄写請求事件(請求一部認容・一部棄却)

本件は、株式会社である Y の発行済株式の 100 分の 3 以上の数の株式を有する株主である X が、会社法 433 条 1 項に基づく会計帳簿等の閲覧及び謄写並びに同法 442 条 3 項に基づく計算書類等の閲覧及び謄本の交付を求めた事案である。

本判決は、X の計算書類等の閲覧及び謄本の交付請求を認容した上、X 主張の会計帳簿等の閲覧及び謄写請求の理由である、(1)Y は株主総会決議を経ずに Y 代表者に月額 70 万円の役員報酬を支払い、(2)自己所有ビルの第三者への賃貸以外の業務を行っていないのに商品開発費として 17 万 7643 円を支出し、(3)Y 所有ビルには既にテナントが入居しており、不動産業者と会食する必要がないのに会食したり不必要な贈答品を購入して合計 53 万 5932 円を支出し、(4)Y 代表者の母を業務実態がないのに従業員扱いにして毎月 10 万円の給与を支給しており、Y 代表者による Y 財産を毀損する違法・不当な行為を調査する必要があるとの点のうち、(1)及び(4)は Y 代表者の特定の行為が違法・不当であることを具体的に示しており、Y の会計帳簿のうち役員報酬の支出に係る部分及び従業員給与の支出に係る部分を閲覧等して調査する必要があるから、「請求の理由を明らかにして」したものと認められるが、(2)については、Y は不動産賃貸業だけでなく皮革製品等の輸出販売等をも目的としており、その目的に係る商品開発を行うことができないとはいえないから、商品開発費の支出が違法・不当となる旨が具体的に示されているとはいえず、(3)については、X の主張によっても Y 代表者が不動産業者との接待交際費を支出することが違法・不当となる旨が具体的に示されているとはいえないから、「請求の理由を明らかにして」したものと認められないと判断し、X の請求を一部の限度で認容し、その余を棄却した。

参照条文等:会社法 433 条、442 条 3 項

(知的財産)

【9】知財高判令和 4 年 10 月 19 日 判例時報 2575 号 39 頁

令和 4 年(ネ)第 10019 号 発信者情報開示請求控訴事件(取消・請求棄却(確定))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/469/091469_hanrei.pdf

氏名不詳者によりツイッター(当時)上において、X(一審原告・被控訴人)作成のイラスト画像を含む 4 件の投稿(本件ツイート)がされたことにより、X が、その著作権、著作者人格権、名誉権及び営業権が侵害されたことが明らかであると主張して、ツイッターの運営会社 Y に対し発信者情報開示を請求した事案。X はインターネット上でイラストを販売するイラストレーターであるところ、本件ツイートは、X がトレースの常習犯であるとか、トレースが疑われる旨指摘するもので、本件ツイートに添付された複数の画像の一部はタイムライン上でトリミング表示がされていた。

原判決(東京地裁令和 3 年 12 月 23 日判決・判例時報 2575 号 59 頁掲載)は、名誉権、著作権及び著作者人格権(同一性保持権)についての権利侵害の明白性を認め、X の請求を一部認容した。Y がこれを不服として控訴した。

控訴審裁判所は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 4 条 1 項の権利侵害の明白性があるといえるためには、侵害情報の流通によって請求者の権利が侵害されたことに加え、違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情の存在しないことまで主張立証されなければならないと判示した上で、以下の通り、権利侵害の明白性が認められないと判断して、原判決を取り消し、X の請求を全部棄却した。

(1)名誉毀損について:X のイラストがトレースであるかどうかは、X から購入しようとする需要者にとって重要な情報で、公共性、公益性があり、証拠によると同事実が真実である蓋然性が高く、違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことの立証が足りず、権利侵害の明白性は認められない。

(2)著作権侵害について:X 作成のイラストをトレース元とされるイラスト又は写真と重ね合わせて利用す

ることは、両者の類似性を検討するにあたり便宜かつ客観性を担保できる態様で、適法な「引用」(著作権法 32 条 1 項)に当たる。また、X の画力をみるには X 作成の複数のイラストを比較観察するのが相当であるから、適法な「引用」に当たる。従って、権利侵害の明白性は認められない。

(3)トリミング表示が著作者人格権(同一性保持権、著作権法 20 条 1 項)侵害かどうかについて:ツイッターのタイムライン上の表示は、ツイッター又はクライアントアプリの仕様により決定されるもので、投稿者が自由に設定できるものではないこと、ツイートに添付された画像データ自体は当該ツイートを閲覧したユーザーの端末にダウンロードされており、タイムライン上の画像をクリックすると画像の全体が表示されること等に照らすと、タイムライン上の表示が画像の一部のみとなることは著作権法 20 条 2 項 4 号の「やむを得ないと認められる改変」に当たり、権利侵害の明白性は認められない。

参照条文等:特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(令和 3 年法律第 27 号による改正前のもの)4 条 1 項、著作権法 32 条 1 項、同法 20 条 1 項・2 項 4 号

【10】知財高判令和 6 年 1 月 22 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10024 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/665/092665_hanrei.pdf

発明の名称を「経皮的分析物センサを適用するためのアプリケーション、および関連した製造方法」とする特許出願の拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、本件補正のうち本願発明 2 に係るものは新たな技術的事項を導入するものではないとして、審決を取消した事案。

本願の出願日当時の技術常識について検討するに、平成 20 年 3 月 20 日改正の日本工業規格「プラスチックフィルム及びシート-水蒸気透過度の求め方(機器測定法)JISK7129」(甲 9)には、エンボスなどのない表面が平滑な、プラスチックフィルム、プラスチックシート及びプラスチックを含む多層材料の感湿センサ法、赤外線センサ法及びガスクロマトグラフ法による水蒸気透過度の求め方について規定した規格について、「水蒸気透過度は、24 時間に透過した面積 1 平方メートル当たりの水蒸気のグラム数[g/(m²・24h)]で表す。」との記載があることが認められるが、本願発明 2 においては、封止要素の材料はプラスチック又はこれを含むものに限られるものではなく、また、水蒸気透過度の測定方法も特定されていないから、上記日本工業規格をそのまま本願発明 2 に適用することができるということとはできない。

また、本願の出願日以前に公開されていた文献には、シートやフィルム等の水蒸気透過度について、1 時間単位の値が用いられているものもみられるから、本願の出願日当時、水蒸気透過率について 24 時間単位で表すことが通常であったということとはできない。

そうすると、当業者が、本願発明 2 に係る特許請求の範囲及び本願明細書の「10 グラム/100in² 未満または好ましくは 1 グラム/100in² 未満」との記載をもって、「10 グラム/100in²/24h 未満または好ましくは 1 グラム/100in²/24h 未満」を意味するものと当然に理解するとは認められない。

もっとも、前掲各証拠上、水蒸気透過率について 1 時間単位又は 24 時間(1 日)単位で表すことが通常であると認められ、これを前提とすると、本願発明 2 の「10 グラム/100in² 未満または好ましくは 1 グラム/100in² 未満」との記載は、「10 グラム/100in²/h 未満または好ましくは 1 グラム/100in²/h 未満」又は「10 グラム/100in²/24h 未満または好ましくは 1 グラム/100in²/24h 未満」のいずれかを意味することが当業者にとって自明であるということとはできる。そして、「10 グラム/100in²/h 未満または好ましくは 1 グラム/100in²/h 未満」を 24 時間単位に換算すると「240 グラム/100in²/24h 未満または好ましくは 24 グラム/100in²/24h 未満」となる。

そうすると、本願補正発明 2 は、本願発明 2 の特許請求の範囲の記載と同じか又はそれよりも狭い範囲で水蒸気透過率を定めたものであり、また、この限定により何らかの技術的意義があることはうかがえない

ことからすると、本件補正により、本願発明 2 に関し、新たな技術的事項が付加されたということとはできない。したがって、本件補正は、本願発明 2 に関し、当初技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものではない。

参照条文等:特許法 17 条の 2 第 3 項

【11】知財高判令和 6 年 1 月 23 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10020 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/697/092697_hanrei.pdf

発明の名称を「鋼管杭式棧橋」とする発明に係る特許を無効とした審決の取消訴訟であり、本件各発明はサポート要件を満たしているとして、審決を取り消した事案。

本件各発明は、いずれも、形式的には本件明細書に記載されているといえるところ、本件明細書の発明の詳細な説明の記載、示唆及び本件出願日当時の技術常識に照らし、当業者において、本件各発明の構成を採用することにより本件各発明の課題を解決できると認識できるかを順に検討する。

本件発明 1 及び 2、すなわち、鋼管杭式棧橋において、鋼管杭のうち少なくとも陸側に対面して配置された鋼管杭の地中部における発生曲率が大きい部分の変形性能につき、「曲率 $\phi_p \geq \phi_{p1}$ 」(本件発明 1)又は「曲率 $\phi_p \geq \phi_{p2}$ 」(本件発明 2)という関係を満足するものとし、地中部の他の部分は前記部分よりも変形性能を低いものとしたものについて、本件明細書には、これをそのまま実施した実施例は記載されていない。

もっとも、本件明細書は、バイリニアモデルを前提とした地震応答解析により、杭の全塑性の要求性能を満足させられるかを照査しているところ、バイリニアモデルでは、塑性域に達するまでの弾性範囲内では、応力とひずみとの間にはヤング係数を定数とする比例関係が成り立ち(フックの法則)、構造物に一般的に用いられる構造用鋼(軟鋼)のヤング係数の値はどの鋼種でもほぼ一定値であるとの技術常識を踏まえると、本件明細書に記載された実施の形態における鋼管杭に発生する曲率は、初期断面や実施の形態 2 のように鋼管杭の全部の変形性能を同じものとしても、実施の形態 3 のように地中部の一部のみの変形性能を高めたものとしても、ほぼ同じ結果が得られるであろうことが理解できる。

そうすると、本件明細書の実施の形態 2 及び 3 に関する上記記載に接した当業者は、上記技術常識に照らし、鋼管杭の地中部における発生曲率が大きい部分の変形性能を「曲率 $\phi_p \geq \phi_{p2}$ 」という関係を満足するものとしても、杭の全塑性の要求性能を満足しつつ、地中部の他の部分の鋼管杭の変形性能を低くすることにより、建設コストの増加との課題を解決することができることを認識できるというべきである。

また、実施の形態 1 についても、実施の形態 2 とはレベル 2 地震動の最大加速度の条件が異なっているにすぎず、開示されている技術的思想において実施の形態 2 と異なるところはないから、本件明細書の記載に接した当業者は、技術常識に照らし、鋼管杭の地中部における発生曲率が大きい部分の変形性能を「曲率 $\phi_p \geq \phi_{p1}$ 」という関係を満足するものとした場合であっても、発明の課題を解決できると認識できるものと認められる。

以上によると、本件各発明は、いずれも本件明細書の発明の詳細な説明に記載したものであるということができ、サポート要件を満たしているというべきである。

参照条文等:特許法 36 条 6 項 1 号

【12】東京地判令和 5 年 7 月 6 日 判例タイムズ 1515 号 248 頁

令和 5 年(ワ)第 70144 号 発信者情報開示命令申立却下決定に対する異議事件(認可)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/244/092244_hanrei.pdf

X が、自身が申立てた発信者情報開示仮処分命令申立事件に係る申立書類一式を iPhone で撮影し、

同申立てを行なった等の文章を添えてツイッターに投稿したところ、氏名不詳者 Y は、同写真と共に「申立てを行なったというツイートで掲載している画像。申し立てをしたというなら、受付印を受けた控えの画像が出てくるのかと思ったのだが。」と記載して投稿した。Xは著作権及び著作者人格権等が侵害されたとして、Z社(インターネット接続サービス会社)に対し、プロバイダ責任制限法 5 条 2 項に基づき発信者情報開示命令の申立てを行なったが却下されたため異議の訴えを提起した。

本判決は、(1)上記写真は「管轄上申書」と題する書面等を重ねる等してほぼ真上から撮影したもので、ありふれた構図で光量、シャッタースピード等に格別の工夫はないとして著作物性を否定し、仮に著作物性が認められるとしても、(2)Y の投稿は受付印がないことを批評する目的で写真を利用しており、対象である投稿内容を理解するのに資するものなので目的上正当な範囲で行なわれたといえ、撮影者が X と理解されるので出所は明らかであり、投稿の内容等を考慮すると公正な慣行に合致していると認められるので著作権法 32 条 1 項(引用)により適法であり、(3)著作者名の表示については同法 19 条 3 項(著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは公正な慣行に反しない限り省略することができる)により省略することができるので著作者人格権(氏名表示権)も侵害しない等とし、原決定は相当であるとして認可した。

参照条文等:著作権法 2 条 1 項 1 号

(刑事法)

【13】最三判令和 5 年 12 月 8 日 裁判所 HP

令和 3 年(あ)第 1399 号 殺人被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/752/092752_hanrei.pdf

(事案)被告人は、妻、長男及び長女を、頸部圧迫や絞頸により窒息死させて殺害した行為において、殺人罪で起訴された。原判決は第 1 審判決の死刑の科刑を維持した。

(判旨)弁護人の上告趣意のうち、判例違反という点は、事案を異にする判例を引用するものであって、その余は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、上告理由に当たらない。よって、上告を棄却する。

付言すると、3 名の生命を奪ったという結果は重大である。殺害の態様は、数分間、頸部を圧迫し又はひも状の物で絞め続けたというもので、確定的で強固な殺意に基づく上、被告人は、そのような行為を 3 回も繰り返し、生命を軽視する態度が甚だしい。遺族らは、被告人に対し、厳しい処罰感情を示している。被告人は、自身の罪と向き合う姿勢を示さず、反省悔悟の情はうかがえない。以上のような事情に照らすと、被告人の刑事責任は極めて重大であるといわざるを得ず、前科前歴がないことなど、被告人のために酌むべき事情を十分に考慮しても、原判決が維持した第 1 審判決の死刑の科刑は、やむを得ないものとして、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。よって、主文のとおり判決する。

参照条文等:刑法 199 条

【14】最三判令和 6 年 1 月 29 日 裁判所 HP

令和 4 年(し)第 206 号 再審請求棄却決定に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/687/092687_hanrei.pdf

(事案)亡被告人(以下「事件本人」という。)は、ぶどう酒を飲ませ、5 名を死亡させて殺害し、12 名に傷害を負わせたなどの行為により、殺人、殺人未遂罪で起訴された。確定審において、事件本人は犯人ではないと主張したが、確定判決は、事件本人に対し無罪を言い渡した第 1 審判決を破棄し、事件本人が犯人であると認定して、事件本人を死刑に処した。事件本人が上告を申し立てたが棄却され、上記確定判決は確

定した。これまで 9 回にわたり再審請求がなされたが、確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生じさせるものではないと判断され、いずれの再審請求も棄却された。本件は、事件本人の妹を申立人とする第 10 次再審請求事件である。

(判旨)本件再審請求において提出された各新証拠を併せ考慮してみても、確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生ずる余地はない。

したがって、新証拠はいずれも確定判決の認定に合理的な疑いを生じさせるものではないという原々決定を是認した原決定は、正当である。

参照条文等:刑法 199 条

【15】大阪地判令和 5 年 3 月 17 日 判例時報 2576 号 94 頁

平成 30 年(わ)第 4093 号 傷害致死被告事件(無罪(確定))

父である被告人が実子である生後 2 ヶ月の乳児 A に対し、A の頭部に衝撃を加え、よって、急性硬膜下血腫及び両眼底出血の傷害(本件傷害)を負わせたとされる事案。

本判決は、本件傷害のみから A に加わった外力が強度であると推認できないなどとし、また、先天性グリコシル化異常症の診断基準を満たしており、軽微な外力であっても頭蓋内出血を起こしやすい状態であったと証言する弁護側医師の見解を信頼できないものと否定することはできないとして、無罪とした。

参照条文等:刑法 204 条、刑訴法 336 条

(公法)

【16】東京地判令和 4 年 6 月 30 日 判例タイムズ 1515 号 82 頁

令和 2 年(行ウ)第 455 号 持続化給付金等支払請求事件(一部訴え却下、一部請求棄却、控訴(後控訴棄却))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/338/091338_hanrei.pdf

風営法 2 条 5 項に定める無店舗型性風俗特殊営業を行なう X は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い売上が減少した事業の継続を下支えすることを目的とした「持続化給付金給付規程(中小法人等向け)」及び「家賃支援給付金給付規程(同)」について、同特殊営業を行なう事業者に給付金を支給しない旨の定めは憲法 14 条 1 項に違反し無効である等として国賠法 1 条 1 項に基づく損害賠償等を求めた。

本判決は、風営法上の規制は、客から対価を得て性的好奇心を満たすサービス等を提供するという特徴から、国が一定の水準に到達することを推奨したり公的に認知したりすることが性的道義観念に反するとの考えに基づくものあり、そのような区別は現時点でも合理的理由があるとし、本件各給付金規程の目的は、風営法上の区別と同様、性風俗関連特殊営業を給付対象とすること、すなわち、国庫からの支出により廃業や転業を可及的に防止して国が事業の継続を下支えする対象とすることが国民の性的道義観念に照らし相当でないという点にあり、給付基準の策定は他の施策との整合性に加え大多数の国民の理解を得られるかどうかや費用対効果等の点の考慮が必要であることからすれば、目的に合理的根拠があり、給付対象外とすることは不合理ではなく、行政庁の合理的な裁量の範囲を超えるものではなく憲法 14 条 1 項には反しないとし、請求を棄却等した。

参照条文等:憲法 14 条 1 項、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 2 条 5 項

(社会法)

【17】大阪高判令和 4 年 4 月 15 日 判例時報 2575 号 78 頁

令和 3 年(ネ)第 1460 号 損害賠償請求控訴事件(変更、請求一部認容(上告受理申立))

地方公共団体 Y の職員 X が公務上の疾病による休職であったとして復職後に Y における求職者の給与

に関する条例 2 条 1 項(昭和 27 年京都府条例第 1 号、本件条例)に基づき休職期間中の「給与の全額」の支払を受けたが、これに遅延損害金が付されていないため、本来の支給日の翌日から支払済みまで民法(平成 29 年法律第 44 号改正前のもの)所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案。

原判決(京都地裁令和 3 年 5 月 24 日判決・判例時報 2575 号 84 頁掲載)は、本件条例に基づく休職者給付は名目上「給与」として支払われるが、ノーワーク・ノーペイの原則からすると休職者に賃金が発生しないことから、休職者に対する生活上の配慮として賃金と同じ「金額」を支給するという特別の保護を与えた規定と解され、本来の賃金と全く同一の性質のものとはいえないなどとして、X の請求を棄却した。

控訴審裁判所は、(1)本件条例が定める「給与」は文理上地方公務員法上における「給与」と同義の給料及び各種手当すなわち賃金を指すといえる、(2)本件条例は国家公務員に関する給与法 23 条 1 項と同様の定めがされたものと解されるどころ、給与法上「休職給」というような特別の給与種目はなく、休職者に支給される給与は一般の職員(国家公務員)に支給される俸給その他の給与(給与法 5 条 1 項)と同じものであり、その支給日、支給方法等については、それぞれの給与種目について定められている規定がそのまま適用されると解されていること等から、本件条例に定められた休職者給付は本来の「給与」すなわち賃金であり、その支払期限は給与の本来支給日と解するのが相当であるから、本来の給与支給日を徒過し履行遅滞に陥っていた、と判示して、原判決を変更し、計算違いの部分を除いて X の請求を認容した。

参照条文等:民法 412 条 1 項、地方公務員法 24 条・25 条、一般職の職員の給与に関する法律 23 条 1 項

【18】高松高判令和 4 年 5 月 25 日 判例時報 2574 号 50 頁

令和 3 年(ネ)第 172 号・第 217 号 解雇無効確認等請求控訴、同附帯控訴事件(変更(確定))

社会福祉法人 Y1 との間で労働契約を締結し、Y1 が運営するリハビリテーションセンターのセンター長であった X が、Y1 に対し、Y1 が行った懲戒解雇は、懲戒事由を欠く違法なものであるとして、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認、未払賃金、未払賞与等の支払を求め、Y ら(Y1、Y2=Y1 の理事長 P2 の娘で、P2 が理事長をつとめる病院の院長)に対し、違法な懲戒解雇と懲戒解雇に至る過程における執拗な嫌がらせによって精神的苦痛を被ったと主張して、慰謝料 300 万円等の支払を求めた。本件懲戒解雇に先立ち、X のパワハラ行為に関する調査のため Y1 が設置した第三者委員会は、ヒアリング等を含む調査及び検討を経た上で、パワハラに該当するなど記載した調査報告書を作成し Y1 に提出していた。

原審は、懲戒事由とされた言動はその事実が認められないか、認められるとしても懲戒事由に該当するとはいえないものであるとして、本件懲戒解雇を無効と判断して地位確認請求を認容し、未払賃金の遅延損害金の一部を除いて認容したが、未払賞与の請求及び慰謝料請求を棄却したところ、Y1 は敗訴部分を控訴し、X は敗訴部分のうち未払賞与請求及び慰謝料請求に関する部分を附帯控訴した。なお、X は Y2 に対する控訴をせず、Y2 に関する部分は確定した。

本判決は、地位確認請求、未払賃金請求、慰謝料請求については原審と同様としたが、未払賞与について、Y1 の給与規程により、夏季は本俸の 50%部分、冬季は本俸の 100%部分について具体的権利性があるとして原判決を変更した。

参照条文等:民法 536 条 2 項、709 条、労働契約法 15 条、社会福祉法 45 条の 17、一般社団法人法 78 条

【19】東京高決令和 4 年 10 月 20 日 判例タイムズ 1515 号 57 頁

令和 4 年(ラ)第 1369 号 請求すべき按分割合に関する処分申立却下審判に対する抗告事件(取消自判、確定)

X(妻)とY(夫)は平成18年に同居を始め、同24年に婚姻したが、同28年にYが離婚訴訟を提起し、令和元年に離婚判決により離婚した。

Xが年金分割を求めたところ、本決定は、Xは平成27年8月にYと激しい喧嘩をし警察に通報し、その後は家事は洗濯程度にとどまり、購入した物品や使用済み空き容器等が自宅内に大量に置かれていたこと、平成26年頃以降、片付けをしようとするYに対しXが乱暴な表現でこれを叱責し詰問するメールを送信したことが認められるが、年金分割の趣旨(老齢厚生年金は夫婦双方の老後等のための所得保障としての社会保障的意義を有しており、年金分割制度との関係では婚姻期間中の保険料納付は互いの協力によりそれぞれの老後等のための所得保障を同等に形成していくという意味合いを有している)からは、それだけでは按分割合を減ずるべきことにはならず、平成18年の同居当時から大量の荷物が放置されたままの状態を認識しながらYが同24年に婚姻していること、同27年8月までは深刻な不和は認められないこと、Xは概ね就労し少額ではあるものの収入を得て家計の費用の一部を負担してきたこと等から、婚姻期間中のYの保険料納付に対するXの寄与を同等と見ることが著しく不当である特段の事情があるとまではいえないとし、請求すべき按分割合を0.5と定めた。

参照条文等:厚生年金保険法78条の2、78条の13、78条の14

【20】富山地判令和5年7月5日 判例時報2574号72頁

令和1年(ワ)第273号 国家賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

本件は、Y1市の設置する中学校の教員であったAが長時間労働等によりくも膜下出血を発症し、死亡したのは、本件中学校の校長の安全配慮義務違反が原因であるとして、Aの遺族XらがY1及びY2(県)に対し、国家賠償法に基づいて損害賠償を求めた事案である。

本判決は、Aが本件中学校から貸与されていたパソコンのログその他から、発症前のAの時間外労働時間を認定し、時間外勤務時間の多くを占めていた女子ソフトテニス部顧問としての業務は、本件中学校の教員の地位に基づき行われたもので、自主的活動の範疇に属するものであったとはいえないと判示して業務の量的過重性を評価し、部活動指導が当該学校の教員としての地位に基づき行われたことが明らかな場合にまで、部活動指導とそれ以外の業務を区別して校長の安全配慮義務の内容を画するのは相当でなく、校長の予見義務の対象を外部から認識し得る具体的な健康被害又はその兆候が生じている場合に限定すべき理由は見出し難いとして、本件中学校の校長は、女子ソフトテニス部の顧問業務の内容及び時間を部活動指導業務記録簿等で把握できたから、校長が同業務に関する具体的な指揮又は命令をしていなかったことをもって予見可能性は否定されないとして、校長の安全配慮義務違反を認め、Xらの請求(合計1億0629万円)を一部(合計8313万7917円)認容した。

参照条文等:国家賠償法1条1項・3条1項

【21】大阪地判令和6年1月16日 裁判所HP

令和4年(ワ)第11394号 不正競争行為差止等請求事件 不正競争 民事訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/676/092676_hanrei.pdf

原告が、ユーチューブ等の動画配信サービスにおいて、オリジナル動画を配信し、収益を得ている動画配信者であるところ、ユーチューブ等に投稿した動画(本件動画)について、インターネット上で、囲碁、将棋の実況中継等の番組を有料で動画配信すること等の事業を営む被告がGoogle等に対して本件動画が被告の著作権を侵害する旨の申告をした行為が不競法2条1項21号の不正競争に当たると主張して、被告に対し、不競法3条1項に基づき、原告が配信する動画が被告の著作権を侵害する旨を第三者に告げることの差止め等を求めた事案。

本件動画は、原告が出演し、被告が配信する将棋の実況中継から得た情報を基に、即時に、自ら用意した

将棋盤面に各対局者の指し手を表示するなどして、視聴者が、視聴者同士や原告とのチャットでのコミュニケーションを行う内容であるが、本件動画内において、被告が配信する動画の映像、画像、音声等は一切表示等されることはない。

被告は、本件動画について、ユーチューブ上で閲覧可能になった頃、グーグルに対し、著作権侵害に基づく動画の削除申請(本件削除申請)を提出し、本件動画は、配信が停止された。

本件動画は被告の著作権を侵害するものではないにもかかわらず、本件削除申請は、グーグル等に対し、本件動画が被告の著作権を侵害する旨を摘示するものであるから、客観的な真実に反する内容を告知するものとして、「虚偽の事実の告知」に当たると認められる。また、本件削除申請は、原告が本件動画の配信という営利事業を遂行していく上での信用を害するものとして、原告の「営業上の利益」を侵害したと認められる。

これに対し、被告は、原告による本件動画の配信は、被告が配信する棋譜情報をフリーライドで利用するという著しく不公正な手段を用いて被告ら棋戦主催者の営業活動上の利益を侵害するものとして不法行為を構成することを指摘して、本件動画の配信に係る営業上の利益は法律上保護される利益に当たらない旨を主張し、これを裏付ける証拠として「王将戦における棋譜利用ガイドライン」を提出する。

しかし、本件動画で利用された棋譜等の情報は、被告が実況中継した対局における対局者の指し手及び挙動であって、公表された客観的事実であり、原則として自由利用の範疇に属する情報であると解される。同ガイドラインは、棋譜の利用権等を王将戦主催者が独占的に有する旨規定するが、王将戦主催者が、原告を含めた被告の実況中継の閲覧者の関与なく一方的に定めたものであり、原告に対して法的拘束力を生じさせるものであるとはいえない。したがって、被告の前記主張はその前提を欠き、採用できない、として原告の請求は認容された。

参照条文等:不正競争防止法 2 条 1 項 21 号、3 条 1 項

【22】東京地判令和 6 年 1 月 17 日 裁判所 HP

令和 4 年(ワ)第 13396 号 損害賠償請求事件 不正競争 民事訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/715/092715_hanrei.pdf

原告が、被告に対し、被告が原告に発注した業務に関してインターネット上で行った投稿(本件投稿)が、競争関係にある原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布するもので、不競法 2 条 1 項 21 号所定の不正競争に該当すると主張して、損害賠償を求めるとともに、不競法 3 条に基づき、本件投稿の削除を求めた事案。

原告は、IT システムの開発及び保守業務を営む個人事業主であり、被告は、IT システムの開発及び保守業務を営む株式会社である。原告は、インターネット上で提供している請負業務に係るマッチングサイト(本件サイト)を通じ、被告から、システム開発(本件アナライザー案件)の業務を請け負った。

被告は、本件サイトに設けられた原告の「実績・評価」画面において、本件アナライザー案件に関し、本件投稿をした。被告による本件投稿は、次の事実を摘示するものである。「こちらの質問には明確に答えず、何回もラリーが続く。弊社の別の担当者からの質問には、『どんな権限の方』と言われ『システム担当者』と返答すると『なんで答える必要あるの?』と。結局、回答はもらえず。」

原告と被告担当者とのやりとりの内容に照らせば、原告は、被告担当者からの質問に対し、一貫して明確に回答していると認めるのが相当である。また、原告が、被告担当者に対し、「なんで答える必要あるの?」との文言どおりの回答をしていないことも当事者間に争いが無い。本件投稿が摘示する「何度やりとりしても、原告は、被告担当者からの質問に明確に回答しない」との事実は、客観的真実に反する虚偽のものと認められる。

そして、IT システムの開発に係る受注者において、発注者からの質問に対して、何度やりとりしても明確

に回答しないとの事実は、需要者の視点から見た評価を低下させ、又は低下させるおそれがあるものというべきである。したがって、本件投稿の摘示する事実は、原告の営業上の信用を害するものであると認められる。

よって、被告による本件投稿は、不競法 2 条 1 項 21 号所定の不正競争に当たる、として原告の請求は認容された。

参照条文等:不正競争防止法 2 条 1 項 21 号、3 条 1 項、4 条

(紹介済み判例)

最一決令和 4 年 7 月 27 日 判例時報 2574 号 112 頁

令和 4 年(シ)第 25 号 検察官がした押収物の還付に関する処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

→法務速報 256 号 11 番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/328/091328_hanrei.pdf

東京地判令和 4 年 11 月 30 日 判例タイムズ 1515 号 157 頁

平成 31 年(ワ)第 3465 号 国家賠償請求事件(請求棄却、控訴)

→法務速報 265 号 7 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/778/091778_hanrei.pdf

最一決令和 4 年 12 月 5 日 判例時報 2576 号 92 頁

令和 4 年(あ)第 157 号 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和 37 年東京都条例第 103 号)違反被告事件(上告棄却)

→法務速報 271 番 14 号にて紹介済み

最一判令和 5 年 3 月 2 日 判例時報 2575 号 5 頁

令和 3 年(受)第 1176 号 動産引渡等請求事件(破棄自判)

→法務速報 263 号 13 番で紹介済み

最一判令和 5 年 3 月 9 日 判例時報 2574 号 5 頁

令和 4 年(オ)第 39 号 マイナンバー(個人番号)利用停止等請求事件(上告棄却)

→法務速報 263 号 21 番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/846/091846_hanrei.pdf

最一判令和 5 年 9 月 4 日 判例タイムズ 1515 号 25 頁

令和 5 年(行ヒ)第 143 号 地方自治法第 251 条の 5 に基づく違法な国の関与(是正の指示)の取消請求事件(上告棄却)

→法務速報 269 号 17 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/331/092331_hanrei.pdf

2. 令和 6 年(2024 年)2 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

成立法令なし

3. 2月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

中本敏嗣／著 新日本法規 5,720円

元裁判官が語る 判決書からみた民事裁判 裁判官の思考と弁護士の訴訟活動

不法行為法研究会／編 ぎょうせい 4,400円

速解交通事故判例調査 休業損害・企業損害の算定 別冊交通事故民事裁判例集(別冊交通事故民事裁判例集)

不法行為研究会／編 ぎょうせい 4,070円

速解交通事故判例調査 死亡逸失利益の算定 別冊交通事故民事裁判例集(別冊交通事故民事裁判例集)

東京弁護士会 二一会研究部／編著 第一法規 4,400円

遺言だけじゃない！？弁護士だからできる 生前の相続対策のすべて★

幅野直人／著 中央経済社 3,520円

企業法務1年目の教科書 契約書作成・レビューの実務

第一東京弁護士会第一倶楽部／編著 第一法規 5,940円

実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集 交通事故編

4. 2月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

税理士法人みずほ／著 第一法規 4,290円

Q&Aでわかる！！ 弁護士事務所の正しい会計・税務(第2版)

黒田清行 猿木秀和／編著 新日本法規 4,950円

ケース別 懲戒処分通知書作成の実務とモデル文例 事前準備・記載のポイント

香川希理／編著 島岡真弓 松田 優 上田陽太／著 日本加除出版 3,410 円
マンション管理法律相談201問 弁護士が答えるマンション管理会社・管理組合からの質問

東京弁護士会法曹大同会／編著 第一法規 4,070 円
ハラスメント事件の弁護士実務(改訂版) 法律相談時の留意点と裁判例にみるハラスメント該当性

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 メタバース法務研究会／編著 金融財政事情研究会 4,400 円
メタバースと法

医療問題弁護団／著 司法協会 2,860 円
弁護士実務入門シリーズ「医療事故」実務入門 患者側弁護士の視点から★

平田 厚／著 第一法規 3,850 円
児童虐待に向き合う弁護士業務のすべて 子どもの最善の利益のために知っておくべきこと

5. 発刊書籍＜解説＞

「遺言だけじゃない！？弁護士だからできる生前の相続対策のすべて」

信託、生命保険、贈与など、次世代への引き継ぎについて、相続税も踏まえて多角的に解説されている。生前の財産管理、存命中の資金確保、配偶者の保護や資産管理会社の活用など、様々な選択肢を確認でき、有用な本である。

「弁護士実務入門シリーズ「医療事故」実務入門 患者側弁護士の視点から」

患者側の相談、調査の留意点、交渉、訴訟、自由診療分野の問題点、各種補償制度といった、患者側からの事件処理のポイントが実務経験豊富な弁護士により解説されており、参考になる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。